

横浜市市税条例等の一部改正（令和7年6月分）

税目	改正の内容
個人市民税	○ 特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備　〔市税条例第29条、第34条第1項、第34条の4第1項〕 これまで、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等のうち前年の合計所得金額が48万円以下のものを有する場合、特定扶養控除として45万円が控除されていました。 令和7年度税制改正により、特定扶養控除の所得要件が引き上げられるとともに、大学生年代の子等のうち前年の合計所得金額が58万円超123万円以下のものを有する場合、最高45万円の控除を受けることができる「特定親族特別控除」が創設されました。 これに伴い、個人市民税の申告内容に特定親族特別控除額に関する事項を追加する等の改正を行いました。 ※ 令和7年分所得に係る令和8年度分の個人市民税から適用 ＜特定親族特別控除のイメージ＞
その他	地方税法の改正に伴い本市の条例についても同様に改正が必要な条文等について、整備を行いました。